

中小企業振興資金融資制度要領【個別要領】

2 緊急対策資金

1 目的

この資金は、取引関連企業の倒産又は任意整理による債権放棄、災害等による被害及び公共事業等による立ち退き措置並びに景気・経済等の環境変化などにより影響を受け、経営の安定を図るため緊急に事業資金を必要とする企業に対し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 資金種別

この資金は、倒産関連融資及び災害・景気対策融資により取り扱う。

3 融資対象

融資対象は、次のとおりとする。

企 業 規 模	共通要領第2条に掲げるものとする。
事 業 実 績	共通要領第4条第1項第1号及び第4号に掲げるものとする。
対 象 業 種	共通要領第4条第1項第2号及び第3号に掲げるものとする。

4 資金使途及び適用要件

(1) 資金使途は、運転資金及び設備資金（倒産関連融資にあつては運転資金のみ）とし、次の要件に該当するものとする。

倒産関連融資	倒産した企業（任期整理を含む。以下「倒産企業」という。）に対し売掛金等の債権を有する者で、次の全てに該当するもの ア 倒産企業の負債額が金融機関等からの借入金を除き、3,000万円以上であること イ 信用調査機関等の情報あるいは倒産企業の代表者及び債権者代表の連名による債権者名簿等の提出により、企業の倒産が確認できること ウ 当該倒産企業の倒産を確認した後、おおむね6か月を経過していないこと
災害・景気対策融資	次のいずれかの事由により、経営に影響を受けている者で、緊急に資金を必要とするもの ① 災害等関連 休止 ② 景気関連 次の全てに該当するもの ア コロナまたは物価高騰の影響を受けており、その対応に窮していること（仕入費用の増加や価格転嫁が困難等） イ 直近月（最近3か月の任意の月）の売上高に対する人件費、減価償却費及び租税公課を除いた「製造（売上）原価率」又は「製造（売上）原価及び一般販管費率」が、前年または前々年の同月と比較して3%以上増加していること

(2) 設備資金については、原則として、融資あつせん申込の時点で工事等施工前のものに限る。

5 貸付条件

貸付条件は、次のとおりとする。

条件項目		倒産関連融資	災害・景気対策融資（景気関連）
貸付限度額		2,000万円 (倒産企業に対する債権相当額以内)	2,000万円 ※運転資金に限る。
貸付期間		7年以内	10年以内
据置期間		1年以内	3年以内
貸付利率	固定金利	5年以内 年1.3% 7年以内 年1.6%	5年以内 年1.3% 10年以内 年1.6%
担保・保証人		融資申込者が取扱金融機関と協議し決定する。	
信用保証		必要により信用保証協会の保証付きにできる。	

※貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」とする。

※1年を超えた長期資金として取り扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」とする。また、端数調整を行う場合は、最終返済において行うこととする。

※貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準に基づき改定することがある。

※（運）：運転資金，（設）：設備資金

※災害・景気対策融資（景気関連）の貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準の1貸付利率の（4）例外規定ウにより、5年以内を1.3%、10年以内を1.6%とする。

6 申込手続

(1) 融資を受けようとする者は、旭川市中小企業振興資金融資あつせん申込書（共通様式第2号）に必要な資料を添えて、あつせん機関に申し込むものとする。

(2) 前号の融資あつせん申込書に添付する資料は、次のとおりとする。

履歴事項全部証明書 の写し (法人の場合)	決算書・確定申告書の写し	見積書等の写し	設備等の図面及びカタログの写し	許認可を要する業種の場合	所在地の見取図	その他必要な書類 (必要に応じて他の資料を求める場合あり)
○ (3か月以内のもの)	○ (2期分)	運転		○	○	<ul style="list-style-type: none"> 個別様式第2-1号又は第2-2号 売掛金等の債権を証する書類の写し※倒産関連融資 試算表等(対象月の製造(売上)原価及び一般販管費が確認できる書類)の写し※災害・景気対策融資(景気関連) ※借換えをする場合は、当該借換えの対象となる既往借入明細書の写し
		設備	○	○		

7 信用保証料の補助

市は、この資金を信用保証協会の保証付きで借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金信用保証料補助金交付要領に基づき、予算の範囲内で信用保証料を補助することができる。

8 損失補償

市は、この資金のうち倒産関連融資に係わって、信用保証協会が損失を受けたときは、あらかじめ信用保証協会と損失補償契約を締結することにより、予算の範囲内で信用保証協会に対しその損失を補償することができる。

9 貸付け及び関係書類の保管

- あっせん機関は、対象要件等を審査し、適当と認めたものについて取扱金融機関に融資あっせんを行い、取扱金融機関は審査の上、速やかに貸付けを実行するものとする。
- 取扱金融機関は、この資金で貸付けをしたものについて、関係書類に「市緊急」の表示をして、返済が完了するまで適切に保管するものとする。

10 緊急対策資金(倒産関連融資)の借換え

- 借り換える既往借入残高が信用保証協会の信用保証付きである場合に限り、本融資の貸付限度額の範囲内で新たな事業資金を加えることができるものとする。
- 借り換える既往借入残高に市制度融資残高が含まれていない場合は本融資の対象としない。

11 緊急対策資金(災害・景気対策融資②景気関連)の借換え

- 借り換える既往借入残高に本融資の貸付限度額の範囲内で新たな事業資金を加えることができるものとする。
- 借り換える既往借入残高に市制度融資残高が含まれていない場合は本融資の対象としない。

12 その他

前各項のほか、この資金の取扱いに係る細則については、別掲の旭川市中小企業振興資金融資制度運用指針(個別事項)に定めるものとする。

中小企業振興資金融資制度運用指針【個別事項】

緊急対策資金

1 倒産、災害等の確認の方法

- 倒産企業の確認
 - 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理もしくは特別清算開始の申立があった場合
 - 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - 債権者会議を開催し内整理を行った場合で、倒産情報機関の情報、マスコミの報道等によって確認した場合
- 災害等の確認
 - 関係機関による情報により確認できる場合
 - 災害等の発生が明らかに確認できる場合
- 公共事業実施の確認
 - 関係行政機関からの通知書等
 - 実施することが明らかに確認できる場合

2 倒産関連融資の取扱い

- 融資対象

倒産した法人又は個人に対し債権を有する企業を対象とする。

(2) 倒産した企業の負債額

負債額は、債権者が保有する売掛金債権と前渡金返還請求権とし、その総額が3,000万円以上であること。なお、金融機関借入金及び融通手形による債務は除外する。

(3) 倒産企業に対する債権額の確認

ア 不渡手形の写しによる場合

イ 帳簿類により確認する場合

ウ 倒産企業代表者及び債権者代表の連名による申請によって確認する場合（債権者名簿添付）

3 信用保証付き案件に係る事務処理

取扱金融機関が、倒産関連融資を信用保証付きで融資する場合は、信用保証協会に対して、必ず市の融資あっせん書の写しを信用保証依頼に添付し提出するものとする。

4 貸付限度額について

平成20年度以前に緊急経営安定資金を借受けし、申込時点で残高を有している場合は、その貸付残高を含むものとする。